

平成 28 年 6 月 建設業許可申請・変更の手引の主な改訂点

項目	改訂内容	頁
解体工事業の追加	<p>施行日（平成 28 年 6 月 1 日）以降、従来、とび・土工工事業で行っていた工作物解体工事を施工する場合は、解体工事業の許可が必要となりました。これに伴い、「とび・土工工事業」と「解体工事業」の内容と例示が見直されました。</p> <p><b>解体工事業については、経過措置期間中の特例がありますので、富山県のホームページ（土木部 建設技術企画課 建設業許可等（申請手引き、様式ダウンロード） 関連ファイル「H28.6 改正の概要（国土交通省の資料）」、「H28.6 とび・土工工事業の方、解体工事業の許可を申請される方へ」）を参照ください。</b></p>	3 7
申請書等の様式の変更	<p><b>【改正のあった様式】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第一号「建設業許可申請書」</li> <li>・別紙一「役員等の一覧表」</li> <li>・別紙二(1)「営業所一覧表（新規許可等）」</li> <li>・様式第八号「専任技術者証明書」</li> <li>・様式第十一号の二「国家資格者・監理技術者一覧表」</li> <li>・様式第十二号「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」</li> <li>・様式第十三号「建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」</li> <li>・様式第二十号の三「健康保険等の加入状況」</li> <li>・様式第二十二号の二「変更届出書」（第二面）</li> <li>・様式第二十二号の三「届出書」</li> <li>・様式第二十二号の四「廃業届」</li> <li>・変更届出書（別紙 8）</li> <li>・富山県様式「建設業許可に係る変更等届出書表紙」</li> <li>・富山県様式「事業主及び役員等名簿」</li> </ul>	
金額要件の一部緩和	<p>特定建設業の許可や監理技術者の配置を要する下請契約の金額が引き上げられました。</p> <p>これまで建築一式工事以外の場合は 3,000 万円だった要件が 4,000 万円に、建築一式工事の場合は 4,500 万円だった要件が 6,000 万円に引き上げられました。</p>	8 42
役員の範囲の拡大	<p>役員の範囲に、業務を執行する社員、取締役、執行役等のほか、「これらに準ずる地位にあり、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等」も追加されました。</p>	9
専門学校卒業者の位置づけ	<p>実務経験者の対象範囲に、高度専門士が大学卒業相当、専門士が短期大学卒業相当、それ以外の専門学校修了者が高校卒業相当として位置づけられました。</p>	10 13
健康保険等の加入状況	<p>様式第二十号の三「健康保険等の加入状況」が変更され、前回の許可申請等で提出済の内容から、事業年度終了報告（決算報告）提出日時時点で保険加入の有無に変更があった場合には、事業年度終了報告（決算報告）と併せて提出することとされました。</p> <p>当様式は、代理人の記名押印を可とする許可申請書類に位置付けられました。</p>	16 72
技術者資格の追加	<p>「登録基礎ぐい工事試験」がとび・土工工事業に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）の資格に追加されました。 ※平成 28 年 6 月 1 日より登録試験の申請を開始し、登録後順次、官報公告。</p>	29